

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市下崎字西ノ谷裏三四七番 七地先から 加須市下崎字西ノ谷裏四六番一 地先まで	加須市下崎字西ノ谷裏三四七番 七地先から 加須市下崎字西ノ谷裏五五番地 先まで		区 間
九・〇〇〇 一六・〇〇〇	一三・七〇〇 一五・七一	一一・九五〇 一五・七一	敷地の幅員 (メートル)
七七・五〇	一一一・四二		延長 (メートル)
			備 考